

東京都議会議員選挙

投票日 7月2日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

問 市役所代表 ☎722・3111 町田市選挙管理委員会事務局 ☎724・2168 FAX 724・1195



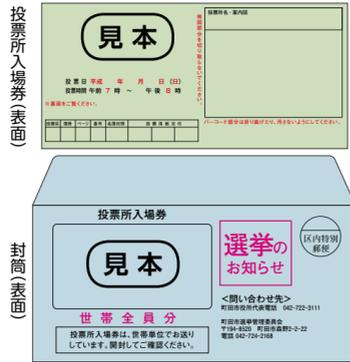
東京都議会議員選挙の概要

- 【任期満了日】 7月22日(土)
- 【選挙期日の告示】 6月23日(金)
- 【選挙すべき人数】 4人(町田市選挙区) 127人(東京都全体:42選挙区)
- 【町田市の選挙人名簿の登録者数(6月1日現在)】

男 17万3357人 女 18万2842人 計 35万6199人

投票所入場券をお送りします

6月20日(火)から、「投票所入場券」を世帯ごとに封書で郵送します。投票所においでの際は、氏名と投票所を確認のうえ、ご自身の投票所入場券をお持ち下さい。紛失した場合や、届いていない場合でも、選挙人名簿で確認できれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出下さい。



■投票できる方

原則、次のすべてを満たす方が、町田市で投票できます。

- ① 平成11年7月3日までに生まれていること
- ② 町田市の選挙人名簿に登録されていること

※ 町田市の選挙人名簿への登録は、町田市で住民票を作成した日(転入の届出をした日)から平成29年6月22日現在までに、3か月以上引き続き町田市に住民登録がある日本国民の方が対象です。

住所を変更した方、変更する予定の方

新しい住所地あるいは住所変更の届出をした時期によって、投票できない場合や、投票できる場所が異なる場合があります。また、投票の際に**証明書**が必要になる場合があります。詳しくは下表をご覧ください。

住所の移転	投票場所
他の市区町村から町田市へ転入	町田市
平成29年3月22日以前に町田市へ転入の届出をした方	旧住所地 ※1
平成29年3月23日以降に町田市へ転入の届出をした方	新住所地 ※2
町田市から都内へ転出	町田市 ※3
平成29年3月22日以前に新住所地へ転入の届出をした方	
平成29年3月23日以降に新住所地へ転入の届出をした、または届出予定の方	
町田市から都外へ転出	
投票できません	
町田市内で転居	新住所地の投票所
平成29年6月2日以前に届出をした方	
平成29年6月3日以降に届出をした方	旧住所地の投票所

※1 旧住所地で投票できるのは、東京都内の市区町村であって、かつ、旧住所地の選挙人名簿に登録されている方のみです。登録の有無は、旧住所地の選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

※2 新住所地で投票できるのは、新住所地の選挙人名簿に登録されている方のみです。登録の有無は、新住所地の選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

※3 投票できるのは、都内転出をした方で、**町田市の選挙人名簿に登録されている方**です。該当する場合は、「**引き続き都内に住所を有する証明書(住民票の写し(選挙用)等)**」があるとともに投票することができます。選挙用の住民票(無料)は、新住所地等の区市町村の窓口で交付を受けることができます。また、証明書等がなくても「引き続き都内に住所を有する確認」を受けると投票できますが、確認に時間を要することがあります。

選挙公報を全戸配布します

東京都議会議員選挙候補者の政見等を掲載した選挙公報を6月29日(木)までに新聞販売店がすべての世帯に配布します。6月30日(金)になっても届かない場合は、最寄りの新聞販売店(下記参照)にご連絡下さい。

ASA鶴川南部	☎735・5163	YC鶴川	☎735・2038
ASA桜美林学園	☎791・0520	YC藤の台	☎736・1500
ASA町田東部	☎723・3494	YC町田北部	☎793・2184
ASA玉川学園	☎725・8567	YC町田西部	☎722・3744
YC南町田	☎795・2845	YC町田木曾	☎722・3877

※選挙公報は、期日前投票所、町田市庁舎、各市民センター、市内各駅・各郵便局等に備え置きます。
※東京都選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。

投票方法

- 投票用紙には、候補者1人の氏名を記載して投票して下さい。
- 投票用紙への記載は、必ず交付を受けた本人が行い、ご自身で投票して下さい。
- 疾病等によりご自身で書くことができない方はお申し出下さい。投票所係員が代筆する「代理投票」をご利用いただけます。

無効票とならないために

- 大切な1票が無効票とならないために、次のことにご注意下さい。
- 候補者の氏名以外は書かない
候補者の氏名を正しく書いても、それ以外のことが書かれていると、無効票となってしまうことがあります。
 - 候補者の氏名を間違えて書いた場合
二本線で消して、横に正しいものをお書き下さい。
※新しい投票用紙との交換もできます。投票所係員にお申し出下さい。



投票状況や開票速報はホームページ等でご覧いただけます

● **町田市選挙管理委員会**
http://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/senkyo/
※投票日当日は、町田市ホームページのトップページからご覧いただけます。



町田市選挙管理委員会ホームページ

● **町田市明るく選挙推進協議会**
アカウント[@machimeisui]
ツイッターで選挙に関する情報を発信しています。



町田市明るく選挙推進協議会

● **東京都選挙管理委員会**
http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/



東京都選挙管理委員会ホームページ

投票日に投票に行けない方は期日前投票・不在者投票をご利用下さい

期日前投票

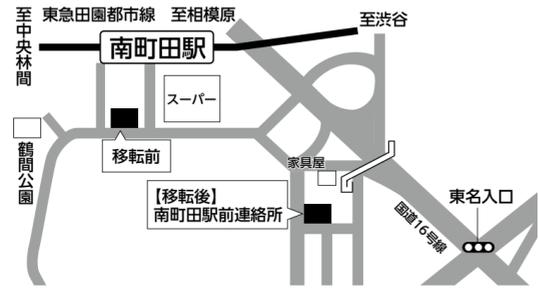
選挙(投票日)当日に仕事や旅行等の理由で投票できない方は、お住まいの地域に関わらず、下表の期日前投票所で期日前投票ができます。

- 手続き■
- ご本人が、投票所入場券(届いている場合)をご持参下さい。
- 投票所入場券を紛失した場合や、届いていない場合でも、期日前投票所にて、選挙人名簿で確認できれば投票できます。
- 投票所入場券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入のうえ、期日前投票所へご持参下さい(各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています)。
- 期日前投票所によって投票期間と時間が異なりますので、あらかじめご確認下さい。

期日前投票所の一覧

期 間	期日前投票所
6月24日(土)～7月1日(土) (午前8時30分～午後8時)	市庁舎(森野2-2-22) 堺市民センター(相原町795-1) 小山市民センター(小山町2507-1) 忠生市民センター(忠生3-14-2) 木曾山崎コミュニティセンター(山崎町2160-4) 鶴川市民センター(大蔵町1981-4)※1 和光大学ポプリホール鶴川(能ヶ谷1-2-1) 玉川学園コミュニティセンター(玉川学園2-19-12) なるせ駅前市民センター(南成瀬1-2-5) 南市民センター(金森4-5-6) 南町田駅前連絡所(南町田リエゾン)(鶴間3-10-2)※2
6月27日(火)～30日(金) (午前8時30分～午後8時)	
7月1日(土) (午前8時30分～午後5時) ※最終日のみ受け付けは午後5時までとなります。	

※1 鶴川市民センターは、修繕工事を完了に伴い再開します。
※2 南町田駅前連絡所(南町田リエゾン)は、南町田駅周辺地区拠点事業の関連で東急南町田ビル(セミナープラス南町田(鶴間3-10-2))へ一時移転しています。



投票所への車での来所はご遠慮下さい

身体が不自由な方を除いて、車やバイクでの来所はご遠慮下さい。なお、下記の期日前・当日投票所には駐車場がありません。

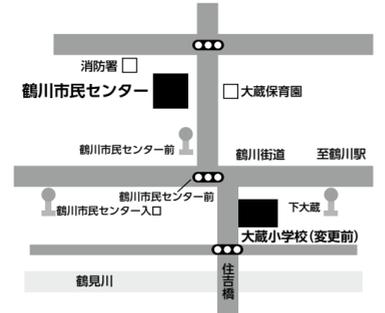
- **駐車場のない期日前投票所**
なるせ駅前市民センター、玉川学園コミュニティセンター、南町田駅前連絡所(南町田リエゾン)、和光大学ポプリホール鶴川
- **駐車場のない7月2日の投票所**
南第一小学校、つくし野中学校、つくし野小学校、小川小学校、南第三小学校、町田市民文学館、町田第一小学校、東京都住宅供給公社本町田住宅集会所、玉川学園こすもす会館、鶴川第四小学校、本町田小学校、成瀬が丘ふれあい会館、和光大学ポプリホール鶴川

投票所の変更

第36投票区の投票所が、「大蔵小学校」から、「鶴川市民センター」へ変更となります。

住所:大蔵町1981-4 (右地図参照)

投票所によっては投票日当日、施設業務を一部休止する場合があります。詳細は各施設へお問い合わせ下さい。



不在者投票 (町田市外で投票するには)

この方法は郵便によるため、日数がかかります。お早めにご請求下さい。なお、不在者投票ができる場所は滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

■手続き■

投票用紙を請求するための「不在者投票宣誓書兼請求書」を下記のいずれかの方法で入手し、必要事項を記入

- ・町田市ホームページからダウンロード
- ・トップページ → 市政情報 → 2017年度東京都議会議員選挙のお知らせ
- ・電話で請求

市役所代表 ☎722・3111 町田市選挙管理委員会事務局 ☎724・2168(直通)

↓

「不在者投票宣誓書兼請求書」を町田市選挙管理委員会に郵送、または持参(FAX・Eメールは不可)

提出先 町田市選挙管理委員会(市庁舎9階)
〒194-8520 町田市森野2-2-22

身体の不自由な方などが利用できる投票

【代理投票】
疾病等によりご自身で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は固く守られます。

【点字投票】
目が不自由な方は、点字で投票ができます。点字器が投票所にありますので、係員にお申し出下さい。

【身体の不自由な方等へ】
車いす、拡大鏡、老眼鏡やコミュニケーションボード(イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード)を用意していますので、投票所係員にお申し出下さい。

【病院や老人ホーム等で不在者投票をする場合】
病院や老人ホーム等の施設に入院・入所して投票所に出かけることが困難な方は、都道府県選挙管理委員会が投票場所として指定している施設であれば、施設内で投票することができます。
指定施設であるかの確認や、投票用紙の請求、投票方法等は、病院や施設の事務室にお早めにお問い合わせ下さい。

【障がいがある方等の郵便等による不在者投票】
身体に重度の障がい等があり、投票所に行くことが困難な方は、郵便等によりご自宅等で投票できます。
※[郵便等による不在者投票]をするには、「郵便等投票証明書」が必要です。

●対象者
ご自身で字を書くことができ、下表に該当する方(ご自身で字を書くことが困難な方でも、代理記載制度に該当すれば対象)。

手帳等の種類	内 容	等級など
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症

■手続き■
希望する方に、証明書の交付を請求する「申請書」を郵送しますので、選挙管理委員会にお申し込み下さい。申請書の受け付け後、該当する方に「郵便等投票証明書」を交付します。なお選挙直前の交付申請の場合、交付がその選挙に間に合わないこともありますので、早めに申請をして下さい。
※「郵便等投票証明書」を既にお持ちで「郵便等投票」を希望する方は、6月28日まで(必着)に、選挙管理委員会に請求書を提出して下さい。